

事務連絡  
令和6年3月15日

各都道府県知事 殿

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁  
感染症危機管理統括審議官

「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令」  
の公布について

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号。以下「改正法」という。）の一部に関して、「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令」（令和6年政令第56号。以下「改正政令」という。）が公布されました。

政令の内容については下記のとおりですので、関係各位におかれましては、その趣旨を十分御理解の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ関係団体等に周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 改正政令の趣旨

改正法附則第1条ただし書により令和6年4月1日から施行することとされた改正規定の施行に伴い、新型インフルエンザ等対策における特別の交付金の交付及び起債の特例に関する事項を定めるもの。

第2 改正政令の概要

1 特別の交付金の交付関係

改正法による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第69条の2の規定により、国は、新型インフルエンザ等対策に係る同条第1項各号に掲げる費用で、都道府県又は市町村がその一部を負担するものについて、交付金を交付するものとされている。

（1）地方公共団体の負担額（改正政令による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「施行令」という。）第23条の2関係）

特別交付金交付額（改正法による改正後の特措法第69条の2第2項に規定する特別交付金交付額をいう。以下1において同じ。）の算定にあたり必要な当該交付金の対象

となる費用ごとの当該都道府県又は当該市町村の負担額は、法律における費用負担の規定に応じて、それぞれ次の方法により算出した金額を各年度で合算した金額とする。

ア 都道府県が支弁し、又は補助する費用（保健所を設置する市又は特別区が支弁し、又は補助する費用を含む。）については、当該費用から国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付する額を控除した金額

イ 市町村が支弁する費用の一部を都道府県が負担する費用については、当該都道府県が負担する費用から国が負担する額を控除した金額

ウ 市町村が支弁する費用については、当該費用から都道府県が負担する額を控除した金額

## (2) 特別交付金の交付方法（改正政令による改正後の施行令第23条の3関係）

特別交付金の交付は、法第69条の2第1項各号に掲げる費用ごとに、法律により国が負担し、若しくは補助し、又は交付金を交付することとされている割合（以下「国の負担割合」という。）に、費用ごとに分割した特別交付金の当該費用の総額に占める割合（以下「嵩上げ率」という。）を加算することで、各都道府県又は各市町村に交付するものとし、嵩上げ率は、次の算式により算出するものとする。

特措法第69条の2第1項各号に掲げる費用ごとの当該都道府県又は当該市町村の負担額×当該都道府県又は当該市町村に係る特別交付金交付額／特措法第69条の2第1項各号に掲げる費用ごとの当該都道府県又は当該市町村の負担額の合算額

## (3) 特別交付金の交付時期（改正政令による改正後の施行令第23条の4関係）

特別交付金の交付については、毎会計年度における法第69条の2第1項各号に掲げる費用に係る国の負担金若しくは補助金又は交付金の交付にあわせて、当該年度内に交付するものとする。これは、改正政令による改正後の施行令第23条の3により、当該交付金の交付は、国の負担割合に嵩上げ率を加算することで当該費用ごとに交付するものとしていることから、通常の国の負担金等と別に交付するものではなく、通常の国の負担金等に上乗せして交付するという趣旨である。

ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合においては、翌年度以降において交付することができるものとしている。「特別の理由によりやむを得ない事情」としては、例えば、年度末近くに発生した感染症への対応のため、年度をまたぐ感染症対策がとられた場合や、特別交付金の算定が当該年度内に完了しない場合等が想定されている。

## 2 起債の特例関係

改正法による改正後の特措法第70条の2の規定により、政令で定める地方公共団体は、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活

及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために実施する措置で総務省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものについて、地方債をもってその財源とすることができる」とされている。

(1) 地方債の発行対象団体（改正政令による改正後の施行令第23条の5第1項及び第2項関係）

当該地方債を発行することができる「政令で定める地方公共団体」について、次のとおり規定する。

ア 都道府県、保健所を設置する市及び特別区

イ 新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村（アに掲げるものを除く。）

また、イの「総務大臣が指定する市町村」は、総務大臣が告示することとする。

(2) 財政融資資金で引き受けた場合における地方債の利息の定率及び償還方法（改正政令による改正後の施行令第23条の5第3項及び第4項関係）

改正法による改正後の特措法第70条の2第2項の規定により、当該地方債は、「国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもって引き受けるものとする」とされているところ、その利息の定率については、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第4号の規定によって起こした地方債の利息の定率によることとする。

また、その償還方法は、当該地方債を発行した年度以降10年以内の半年賦（うち2年以内の据置期間を含む。）とする。

3 施行期日（附則関係）

令和6年4月1日（改正法附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日）から施行されることとする。

第3 問い合わせ先について

改正政令に関する質問がある場合には、内閣官房内閣感染症危機管理統括庁（g.sinnngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp）まで連絡いただきたい。

以上